

改正

平成17年3月31日水道局規程第5号
平成17年4月26日水道局規程第7号
平成17年11月24日水道局規程第13号
平成19年3月20日水道局規程第4号
平成19年10月1日水道局規程第10号
平成19年12月1日水道局規程第12号
平成20年3月1日水道局規程第1号
平成21年3月31日水道局規程第6号
平成23年6月30日水道局規程第4号
平成23年10月11日水道局規程第8号
平成25年3月29日水道局規程第1号
平成25年11月15日水道局規程第5号
平成27年8月18日水道局規程第7号
平成27年10月27日水道局規程第8号
平成29年3月31日水道局規程第6号
平成29年7月26日水道局規程第9号
平成31年4月1日上下水道局規程第19号
令和元年10月1日上下水道局規程第24号
令和2年8月25日上下水道局規程第7号
令和3年3月26日上下水道局規程第3号
令和3年12月28日上下水道局規程第9号
令和5年3月30日上下水道局規程第1号
令和5年9月28日上下水道局規程第7号
令和6年3月28日上下水道局規程第6号
令和7年3月31日上下水道局規程第2号

川口市水道事業給水条例施行規程

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第29条）

第3章 給水（第30条—第39条）

第4章 料金及び手数料（第40条—第55条）

第5章 管理（第56条—第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置の新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。
- （2）給水装置の改造工事 次に掲げる工事であつて、給水装置の原形の変更を伴うものをいう。
 - ア 改造工事 給水装置の管種、口径、位置の変更及び給水用具の一部又は全部の取替え等の工事（次号イに掲げる工事を除く。）若しくは既設の給水装置に給水管の延長等を行い給水用具を増す工事をいう。
 - イ 増設工事 条例第3条第3号に規定する中高層集合住宅等であつて、各戸メーターを新設する工事又は非常用給水栓を設置する工事をいう。
- （3）給水装置の修繕工事 次に掲げる工事をいう。
 - ア 原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事
 - イ 過去の漏水履歴、給水管の布設時期その他の事由を勘案し、給水装置の機能を保全するために管理者が別に定めるところにより行う配水管等からメーターまでの給水装置の管種、口径若しくは位置の変更又は給水用具の一部若しくは全部の取替え等の工事
- （4）撤去工事 給水装置を配水管等の分岐部から取り外す工事をいう。
- （5）廃止 将来にわたって水道の利用がない給水装置で、配水管等の分岐部から給水管を撤去することをいう。

（共同住宅）

第3条 条例第3条第6号に規定する共同住宅は、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 1棟の建物で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、かつ、各戸間が界壁をもって完全に間仕切りされていること。
 - (2) 各戸には、それぞれ独立した給水装置があること。ただし、直結メーターで使用している部分を除く。
 - (3) 条例第7条の2第3項に規定する加入金（以下「加入金」という。）を納付していること。
- 2 前項の共同住宅の事務の取扱いについては、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

（廃止の取扱い等）

第4条 条例第7条の5の規定による給水装置の廃止は、次の3種類とする。

- (1) 廃止流用 給水装置又は当該給水装置の水栓番号若しくはその両方を廃止し、これに係る加入金を他の給水装置の新設又は改造に充当すること。
 - (2) 廃止保留 給水装置又は当該給水装置の水栓番号若しくはその両方を廃止し、これに係る加入金を他の給水装置の新設又は改造に充当するために一時保留すること。
 - (3) 廃止放棄 給水装置又は当該給水装置の水栓番号若しくはその両方を廃止し、これに係る加入金を将来にわたり他の給水装置の新設又は改造に充当する見込みがないこと。
- 2 給水装置の所有者が、前項第3号に規定する廃止放棄を行った場合の加入金は、充当又は還付をすることができないものとする。
- 3 条例第7条の5の規定による加入金の充当をする場合であって、新設する給水装置の口径に係る加入金の額を超えるときは、保留又は還付をすることができないものとする。
- 4 管理者は、給水装置の工事のしゅん工後において給水装置の工事の申込者に、既得分（加入金を利用できる分）のあることが明らかになった場合、条例第7条の4第2項ただし書の規定により還付することができる。

（廃止の要件）

第5条 廃止は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 水道使用の中止の届出がされ、かつ、条例第22条の水道料金（以下「料金」という。）が精算されていること。
 - (2) メーターが返納されていること（管理者がその必要がないと認める場合を除く。）。
 - (3) 給水装置の廃止の届出が提出されていること。
 - (4) 給水装置の所有者が、移転等をするとき。
- 2 条例第18条第1項第1号の規定による給水装置の廃止の届出をしようとする者は、現に給水装

置の所有者でなければならない。

(給水装置の廃止届)

第6条 前条第2項に規定する給水装置の廃止の届出は、様式第1号の廃止届により行うものとする。

2 前条第2項の給水装置の所有者に変更があるときは、前項に規定する廃止届を提出する際に、様式第2号の変更届を併せて管理者に提出しなければならない。

(土地等の譲渡に伴う所有者)

第7条 給水装置の所有者が、当該所有者の所有する土地又は家屋（この条及び次条において「土地等」という。）の譲渡を受けた者に当該給水装置を譲渡するに当たり、土地等に附属する給水装置について条件を付さず譲渡した場合は、当該譲渡を受けた者を当該給水装置の所有者とみなす。

(第一種市街地再開発事業に伴う所有者)

第7条の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行区域における、既設給水装置のメーター口径等に係る加入金の既得分（加入金を利用できる分）の権利変換を行うことができる者は、前条の規定により土地等の譲渡を受けた給水装置の所有者とみなす。

(加入金の納付)

第8条 条例第7条の2第1項に規定する加入金は、様式第3号の納入通知書兼領収書により納付しなければならない。

2 前項に規定する納入通知書兼領収書により難いと管理者が認める場合は、川口市上下水道局会計規程（昭和42年水道部規程第12号）第106条第1項第12号に規定する納入通知書兼領収書により納付することができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の申込み)

第9条 条例第8条第1項に規定する給水装置の工事の承認を受けようとする者は、様式第4号の打合せ書に基づき管理者と協議しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、前項に規定する協議に基づき様式第5号の申込書を管理者に提出しなければならない。

3 給水装置の所有者が、給水装置の工事により分岐部の位置の変更に伴い給水装置を撤去する場合は、様式第6号の申込書を、管理者に提出しなければならない。

- 4 給水装置の所有者が、給水装置を廃止するときは、第6条に規定する廃止届と併せて前項の申込書を管理者に提出しなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、管理者が認める緊急を要する漏水等の修繕の工事については、様式第5号の申込書に代えて様式第7号の報告書を管理者に提出することができる。
- 6 第3項及び第4項に規定する給水装置の撤去に要する費用は、管理者が別に定めるところにより負担する。

(メーター等の撤去)

第10条 メーター又は各戸メーター（以下「メーター等」という。）の増径若しくは減径又は給水装置の廃止に伴うメーター等の取外しをしようとする者は、様式第8号の撤去届を管理者に提出するとともに、取り外したメーター等を管理者に返納しなければならない。

(給水装置の工事の承認)

第11条 条例第8条第1項に規定する工事の承認は、次に掲げる要件を備えている場合に行うものとする。

- (1) 給水装置の分岐に係る配水管等の給水能力の範囲内であること。
- (2) 計画使用水量その他の使用方法が、管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。

(給水の方法)

第12条 給水の方法は、給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理を考慮し、管理者が別に定めるところにより決定しなければならない。

(道路掘削等)

第13条 条例第8条第1項に規定する工事をしようとする者で道路又は河川区域若しくは河川保全区域内の掘削等が必要な場合は、道路管理者、河川管理者等が定める道路掘削申請書兼許可書、道路又は河川占用許可申請書等の必要な書類を管理者に提出し、道路管理者、河川管理者等の許可を受けなければならない。

(メーターの設置の期限)

第14条 給水装置の所有者は、道路の建設及び区画整理事業等の施行に伴い給水装置のうち配水管等から分岐し、止水栓までの工事を先行して行う場合は、しゅん工後1年以内にメーターを設置しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、しゅん工後1年を超え、かつ、なおメーターが設置されていない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その修繕に要する費用を負担する。

- (1) 分岐部から止水栓の間で、公道部分から自然漏水しているとき。
- (2) その他管理者が必要と認めるとき。

(利害関係人の提出する同意書)

第15条 条例第8条第2項に規定する利害関係人の同意書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書とする。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設けようとするとき（他人の所有地内に給水装置を設けようとする場合において、民法第213条の2又は第213条の3の適用があるときを除く。） 当該家屋又は土地所有者の同意書
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき（民法第213条の2又は第213条の3の適用があるときを除く。）又は分岐している既設給水装置の計画使用水量が増加する仕様に改造するとき 当該給水装置の所有者の同意書

(給水装置の所有者の変更)

第16条 条例第18条第2項第2号の規定による届出は、様式第2号の変更届により行うものとする。

(給水装置の分岐利用者への通知)

第17条 給水装置の分岐を同意した使用者等（条例第7条第1項に規定する使用者等をいう。以下同じ。）は、第9条第3項及び第4項に基づきその給水装置を撤去しようとするときは、あらかじめ当該分岐を利用する者に通知しなければならない。

(給水装置の工事に伴う誓約書の提出)

第18条 管理者は、給水装置の工事に伴い、当該給水装置又はその所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水装置の工事をしようとする者又はその工事を行った者に誓約書の提出を求めることができる。

- (1) 条例第16条第2項に規定する位置に設置できないとき。
- (2) 給水装置の管理義務を怠るおそれがあるとき。
- (3) 流量計算により適正な水量又は水圧の確保が難しいとき。
- (4) 川口市給水装置工事設計施行基準（平成10年水道局告示第2号。以下「設計施行基準」という。）等による施行が難しいとき又は設計施行基準に定めのない工法を管理者と協議し、条件付きで施行するとき。

2 他人の所有地内に給水装置を設けようとする場合又は他人の給水装置から分岐しようとする場合において、民法第213条の2又は第213条の3の適用があるときは、給水装置工事の承認の申込みをした者は、同法第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書を管理者に提出しな

ればならない。

(指定給水装置工事事業者が提出する申込書)

第19条 条例第10条第2項に規定する設計審査又は工事検査を受けようとする者は、様式第5号の申込書を管理者に提出しなければならない。この場合において、設計審査を受けるときは設計図を様式第5号の申込書に添付しなければならない。

(工事の中止等の届出)

第20条 給水装置の工事の承認の申込みをした者は、その工事を中止し、又は申込みを取り下げようとする場合、様式第9号の申込書を管理者に提出しなければならない。

(工事の設計)

第21条 給水装置の工事の設計範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓までの直結給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 貯水槽又は直結増圧ポンプ（以下「貯水槽等」という。）を設けるものにあつては、貯水槽等の給水口まで

2 前項第2号の規定に該当する場合において、管理者が必要と認めるときは、貯水槽水道等以下の設計図を徴収する。

(メーターの位置等)

第22条 条例第16条第2項の規定により管理者が定めるメーターの位置は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 建築物の外であつて、当該建築物の敷地内
- (2) 給水装置の配水管等の分岐部から最も近い道路境界線の2メートル以内の敷地
- (3) 点検又は検針を安全かつ容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれのない場所
- (5) 水平に設置できる場所
- (6) 管理者がメーターの維持管理上支障がないと認める場所

2 各戸メーターの設置の条件は、管理者が別に定める。

(工事の検査及び確認)

第23条 給水装置の工事の検査は、中間検査、しゅん工検査及びそれらの再検査とする。

2 中間検査は、貯水槽等の周りの配管状況及び全面的に隠蔽される個所等の工法について行い、併せて材料の確認を行う。

3 しゅん工検査は、次に掲げる項目の検査と併せて材料の確認を行う。

- (1) 設計施行基準又は事前協議結果に定める工法
- (2) 給水装置の水圧
- (3) 水の色、濁り、臭い及び味に関する水質（貯水槽水道を含む。）
- (4) 残留塩素の有無（貯水槽水道を含む。）
- (5) 国道、県道又は市道を縦断して布設する管
- (6) 道路の掘削に伴う仮復旧状況の確認

4 再検査は、前2項の検査を実施し、その検査の基準に適合しない場合であって、その後当該箇所が適正に処理された後に行う。

5 しゅん工検査及び再検査は、様式第10号の日程表に基づき行うものとする。

（工事費の算出方法）

第24条 条例第11条第3項に規定する工事費は、市が当該工事に実際に要する経費を標準として、毎事業年度の初めに埼玉県土木工事設計単価表等に基づいて管理者が定める。ただし、年度途中において著しく経費に変動を生じた場合は、これを改定することができる。

（分岐に要する費用）

第25条 管理者は、指定給水装置工事事業者が、施工上配水管等から分岐する工事が困難なときは、当該指定給水装置工事事業者に代わって、分岐する工事を行うものとし、これに要する費用を当該工事をしようとする者から徴収する。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者が断水を伴う工事を施工する場合であって、次に掲げる費用を要するときは、当該費用を当該工事をしようとする者から徴収する。

- (1) 断水工事費
- (2) 断水広報費
- (3) その他の工事に要する費用

3 前2項に要する費用は、条例第11条の規定により算定するものとする。

第26条 削除

（標識）

第27条 第23条に規定するしゅん工検査後にメーターを設置したときは、家屋に様式第12号の標識（各戸メーターを設置した場合にあっては、様式第12号の2の標識）を掲げるものとする。

（配水管等の修繕）

第28条 配水管等の工事及びその他の工事において、故意又は過失によりこれを破損した者は、管理者に様式第13号の依頼書を提出し、その修繕を依頼しなければならない。

(配水管等修繕代の納付)

第29条 前条に規定する破損の修繕に要する費用は、様式第14号の納入通知書兼領収書により管理者に納付しなければならない。

2 前項の費用は、条例第11条の規定により算定するものとする。

第3章 給水

(給水の申込み)

第30条 条例第15条に規定する給水の申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を管理者に提出することによって行うものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 給水装置を新設して水道の使用を新たに開始する場合 様式第15号の申込書

(2) 既設の給水装置により水道の使用を再び開始する場合 様式第16号の届出書

(特別給水)

第31条 条例第22条第3項に規定する特別給水の申込みをしようとする者は、様式第17号の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の特別給水を受けた者は、様式第18号の納入通知書又は口座振替の方法により料金を管理者に納付しなければならない。

(メーターの保管)

第32条 条例第17条第1項に規定するメーターの保管者は、メーターを清潔に保管し、装置の場所には、その点検若しくは修繕又は検針に支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(メーター等の検査)

第33条 使用者等は、メーター等の機能に異状があると思われる場合は、メーター等検査申込書により管理者にその検査を申し込むことができる。

(メーター等の交換)

第34条 管理者は、計量法（平成4年法律第51号）第16条の規定に則りメーター等を交換しなければならない。

2 管理者は、前条の検査を行った結果メーター等に異状があると認める場合、様式第19号の連絡票によりメーター等を交換しなければならない。

(水道の使用中止等の届出)

第35条 条例第18条第1項の規定による届出のうち、水道の使用を中止し、又は再び中止しようと

する場合の届出は、様式第19号の2の届出書により行わなければならない。ただし、管理者が別に定める場合には、この限りでない。

2 条例第18条第2項第1号の規定による届出は、様式第20号の届出書により行わなければならない。ただし、管理者が別に定める場合には、この限りでない。

(メーター等の取外し)

第36条 管理者は、使用者等又は指定給水装置工事事業者からメーター等返納申込書によりメーター等の取外しの申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、メーター等を取り外すことができる。

- (1) 条例第33条に該当するとき。
- (2) 申込みをした者が使用者等であるとき。
- (3) 水道の使用中止状態が6月以上続いているとき。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第37条 条例第20条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、毎年1回以上定期的に、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(給水装置及び水質の検査)

第38条 条例第20条第1項に規定する給水装置及び水質の検査の請求をしようとする者は、様式第21号の請求書を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、給水装置の構造、材質又は機能について検査を行ったときは、条例第20条第2項の規定に基づき、実費を徴収する。

(メーターを設置しない給水)

第39条 条例第16条第1項ただし書に規定する管理者が給水量をメーターにより計量する必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する用途で給水する場合とする。

- (1) 公衆用水
- (2) 防火用水

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収方法)

第40条 料金は、様式第18号の納入通知書による納付、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、集金の方法によることができる。

(料金の領収書の発行)

第41条 管理者は、料金の納付を受けたときは、納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が口座振替の方法により料金を収納したときは、様式第22号又は様式第23号の通知書をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次に掲げる方法により料金の納付を受けたときは、領収書の交付を省略することができる。

(1) 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付

(2) 納入通知書による納付のうち電磁的記録の方法による納付

(料金の徴収)

第42条 料金は、定例日に属する月分及びその前月分として、隔月に徴収する。

2 使用者が、前項の規定にかかわらず毎月の定例日に使用水量を計量することを希望し、管理者が認めたときは、前項の規定にかかわらず毎月徴収することができる。

(料金の過誤納金の還付)

第43条 管理者は、料金に過納又は誤納があると認めるときは、当該過誤納金を納入者に通知し、還付しなければならない。ただし、納入すべき料金があるときは、還付する額をこれに充当することができる。

(算出標準に異動を生じた場合の措置)

第44条 料金を調定した後において算出標準に異動を生じた場合は、翌月分の料金で精算する。

(メーターと各戸メーターとの水量差による料金の取扱い)

第45条 メーターの計量による使用水量と各戸メーターの合計使用水量との間に水量差が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その水量差の水量の水道料金に相当する金額（次項において「料金相当額」という。）を使用者等に請求することができる。

(1) 漏水が発生した場合において、使用者等が直ちに修繕を行わないとき。

(2) 装置の老朽化等により水量差が生じたとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により請求する料金相当額の算定方法は、管理者が別に定める。

(定例日)

第46条 条例第23条に規定する定例日とは、1日から25日までのそれぞれの日をいう。

2 前項の定例日を変更した場合の料金は、検針日現在の使用水量で算定する。

3 定例日に計量したときは、様式第24号の通知書により水量及び料金を使用者に通知するものとする。

(使用水量の端数の取扱い)

第47条 条例第23条第1項の規定による算定において、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、検針日の属する月分の端数は切り捨て、当該検針日の属する月の前月分の端数は1立方メートルとして算定する。

(使用水量の認定)

第48条 条例第24条第2項に規定する使用水量の認定は、前4月間における使用水量をしん酌して算定し、これにより難いときは見積水量とする。

(手数料の徴収の時期等)

第49条 管理者は、条例第28条に規定する次の各号に掲げる手数料を、当該各号に定める場合に徴収する。

(1) 指定給水装置工事事業者登録申請手数料 個人又は法人が、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号。次号において「事業者規程」という。）第4条の規定に基づき、管理者に指定の登録を申請するとき（既に登録している指定給水装置工事事業者で個人事業者である者が法人となったことにより登録の申請をする場合を含む。）。

(2) 指定給水装置工事事業者更新申請手数料 指定給水装置工事事業者が、事業者規程第6条の規定に基づき、管理者に指定の更新を申請するとき。

(3) 指定給水装置工事事業者証再交付申請手数料 指定給水装置工事事業者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合その他指定給水装置工事事業者証の再交付が必要な場合であって、管理者にその再交付を申請するとき。

(4) 給水装置工事設計審査申請手数料 給水装置の工事のうち新設工事（分岐部から止水栓までの工事を含む。）、改造工事又は増設工事の設計の審査を申し込むとき。

(5) 給水装置工事中間検査申請手数料 設計施行基準により難しい工法又は給水の方式を伴う給水装置の工事を行う場合であって、前号の設計の審査を申し込むとき。

(6) 給水装置工事しゅん工検査申請手数料 第23条第3項に規定する給水装置工事のしゅん工

検査を申し込むとき。

(7) 道路掘削等審査申請手数料 道路の掘削又は道路若しくは河川の占用を申し込むとき。

(8) 中高層集合住宅等中間検査手数料 中高層集合住宅等の系統配管及び屋内配管並びに貯水槽等の周りについての中間検査を申し込むとき。

(9) 中高層集合住宅等しゅん工検査申請手数料 中高層集合住宅等で、貯水槽等以下の給水設備についてのしゅん工検査を申し込むとき。

(10) 中高層集合住宅等認定申込手数料 管理者が別に定める中高層集合住宅等の認定を申し込むとき。

(手数料の納付)

第50条 条例第28条に規定する手数料は、様式第3号の納入通知書兼領収書により、管理者に納付しなければならない。

(手数料の免除等)

第51条 条例第28条第1項第2号エに規定する手数料は、次に該当するときは、免除することができる。

(1) 緊急の工事を行う場合

(2) 給水装置の撤去の工事を行う場合。ただし、給水装置の工事と同一施工のときを除く。

2 管理者は、既に納入している条例第28条第1項第2号の手数料は、還付しない。

(料金の軽減及び免除)

第52条 条例第29条の規定により料金の軽減又は免除をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 漏水によるとき。

(2) 災害による消火のため、水を使用したとき。

(3) 条例第19条の2に規定する緊急転用をしたとき。

(4) その他管理者が特別の事由があると認めるとき。

2 前項に規定する料金の軽減の算出に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

(料金計算の特例)

第53条 定例日の中途において口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料金を適用する。

2 第3条の規定に基づき認定を受けた共同住宅の料金の算出に関する事項は、管理者が別に定める。

3 共同住宅の戸数の変更は、当該変更に係る届出のあった月の属する調定の次回の調定分から適用する。

(料金の徴収区分)

第54条 条例第27条に規定する料金は、次の表に定める区分により徴収する。

| 期別 | 甲地区 | 乙地区 |
|-----|-----------------|-----------------|
| 第1期 | 4月1日から5月31日まで | 5月1日から6月30日まで |
| 第2期 | 6月1日から7月31日まで | 7月1日から8月31日まで |
| 第3期 | 8月1日から9月30日まで | 9月1日から10月31日まで |
| 第4期 | 10月1日から11月30日まで | 11月1日から12月31日まで |
| 第5期 | 12月1日から1月31日まで | 1月1日から2月末日まで |
| 第6期 | 2月1日から3月31日まで | 3月1日から4月30日まで |

2 前項の表に定める地区の区分は、別表のとおりとする。

(料金の納入期日)

第55条 料金は、前条第1項に規定するの区分により毎期の末日の属する月の翌月7日（この日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の直後の休日又は土曜日でない日）までに、每期分を納入しなければならない。

第5章 管理

(情報提供)

第56条 法第24条の2に規定する情報の提供は、次の第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- (1) 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査の計画及び結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- (2) 水道事業の実施体制に関する事項（法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む。）
- (3) 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- (4) 料金その他需要者の負担に関する事項
- (5) 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- (6) 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果

(7) 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

(配水管等の維持管理の特例)

第57条 給水装置工事を申し込む者は、自ら配水管等の維持管理を行うことが困難であると管理者が認めるときは、管理者が別に定める手続により、これを市に無償で譲渡することができる。

(給水停止の通知)

第58条 条例第32条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめこれを使用者に通知する。

(身分証明書等)

第59条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(1) 給水装置の検査に従事する職員 様式第25号

(2) 給水装置の検針、閉栓及び開栓に従事する職員 様式第26号

(3) 水道料金の徴収に従事する職員 様式第27号

(その他)

第60条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(川口市水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 川口市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道部規程第8号。以下、「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、旧規程に基づき行われた手続及び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

4 この規程の施行の際、旧規程に基づき、既に給水装置工事の申込みを受理している設計審査及びしゅん工検査に係る手数料については、なお従前の例による。

5 この規程の施行の際、旧規程に基づく様式で現に残存するものがあるときは、その残品の存する間、必要な個所を訂正の上、なお使用することができる。

6 この規程の施行の際、川口市水道利用加入金徴収基準に基づき行われた手続及び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

7 この規程の施行の際、給水装置廃止に係る水道利用加入金の取扱要綱に基づき行われた手続及

び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

附 則（平成17年3月31日水道局規程第5号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日水道局規程第7号）

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年11月24日水道局規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、改正前の様式第4号に基づき行った協議は、この規程の施行後も、なお効力を有するものとする。

附 則（平成19年3月20日水道局規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日水道局規程第10号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月1日水道局規程第12号）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日水道局規程第1号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日水道局規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日水道局規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成23年10月11日水道局規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則（平成25年3月29日水道局規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月15日水道局規程第5号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年8月18日水道局規程第7号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日水道局規程第8号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日水道局規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則（平成29年7月26日水道局規程第9号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則（平成31年4月1日上下水道局規程第19号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月1日上下水道局規程第24号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年8月25日上下水道局規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第40条の改正規定及び第41条に1項を加える改正規定は令和2年9月1日から、様式第22号及び様式第23号の改正規定は令和2年11月1日から施行

する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 上下水道局 規程 第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号、様式第 4 号から様式第 9 号までの改正規程は令和 3 年 4 月 1 日から、第 26 条、様式第 11 号及び様式第 11 号の 2 の改正規定並びに附則第 3 項の規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程（次項において「旧規程」という。）に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。
- 3 令和 3 年 7 月 1 日前に旧規程第 26 条第 1 項の規定に基づき依頼票が管理者に提出された工事に係る旧規程第 26 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日 上下水道局 規程 第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第 40 条及び第 41 条第 2 項の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 上下水道局 規程 第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則（令和 5 年 9 月 28 日 上下水道局 規程 第 7 号）

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 上下水道局 規程 第 6 号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1号及び第2号の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（令和7年3月31日上下水道局規程第2号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

| 区分 | 地域 |
|-----|--|
| 甲地区 | 本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、金山町、舟戸町、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、川口1丁目、川口2丁目、川口3丁目、川口4丁目、川口5丁目、川口6丁目、飯塚1丁目、飯塚2丁目、飯塚3丁目、飯塚4丁目、西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目、西川口5丁目、西川口6丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町、荒川町、並木元町、並木1丁目、並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目、前川町4丁目、青木1丁目、青木2丁目、青木3丁目、青木4丁目、青木5丁目、中青木1丁目、中青木2丁目、中青木3丁目、中青木4丁目、中青木5丁目、西青木1丁目、西青木2丁目、西青木3丁目、西青木4丁目、西青木5丁目、上青木西1丁目、上青木西2丁目、上青木西3丁目、上青木西4丁目、上青木西5丁目、上青木1丁目、上青木2丁目、上青木3丁目、上青木4丁目、上青木5丁目、上青木6丁目、南前川1丁目、南前川2丁目、前上町、前川1丁目、前川2丁目、前川3丁目、前川4丁目、本前川1丁目、本前川2丁目、本前川3丁目の一部、朝日1丁目、朝日2丁目、朝日3丁目、朝日4丁目、朝日5丁目、朝日6丁目、末広1丁目、末広2丁目、末広3丁目、新井町、元郷1丁目、元郷2丁目、元郷3丁目、元郷4丁目、元郷5丁目、元郷6丁目、弥平1丁目、弥平2丁目、弥平3丁目、弥平4丁目、東領家1丁目、東領家2丁目、東領家3丁目、東領家4丁目、東領家5丁目、領家1丁目、領家2丁目、領家3丁目、領家4丁目、領家5丁目、河原町の区域、大字赤井の一部、大字安行慈林の一部、坂下町1丁目、坂下町2丁目、坂下町3丁目、坂下町4丁目の一部、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目、桜町4丁目、桜町5丁目、桜町6丁目、大字里の一部、大字辻の一部、鳩ヶ谷本町1丁目、鳩ヶ谷本町2丁目、鳩ヶ谷本町3丁目、鳩ヶ谷本町4丁目 |
| 乙地区 | 本前川3丁目の一部、朝日4丁目の一部、朝日5丁目の一部、大字赤井、赤井1丁目、赤井2丁目、赤井3丁目、赤井4丁目、大字東本郷、東本郷1丁目、東本郷2丁目、本 |

蓮1丁目、本蓮2丁目、本蓮3丁目、本蓮4丁目、大字蓮沼、江戸袋1丁目、江戸袋2丁目、江戸1丁目、江戸2丁目、江戸3丁目、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、大字榛松、榛松1丁目、榛松2丁目、榛松3丁目、大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、在家町、北園町、柳根町、大字芝、芝西1丁目、芝西2丁目、芝塚原1丁目、芝塚原2丁目、大字伊刈、大字小谷場、芝中田1丁目、芝中田2丁目、芝新町、芝宮根町、芝高木1丁目、芝高木2丁目、芝東町、芝下1丁目、芝下2丁目、芝下3丁目、芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、芝5丁目、芝樋ノ爪1丁目、芝樋ノ爪2丁目、芝富士1丁目、芝富士2丁目、芝園町、柳崎1丁目、柳崎2丁目、柳崎3丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、大字安行原、大字安行領家、安行出羽1丁目、安行出羽2丁目、安行出羽3丁目、安行出羽4丁目、安行出羽5丁目、大字安行慈林、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、戸塚1丁目、戸塚2丁目、戸塚3丁目、戸塚4丁目、戸塚5丁目、戸塚6丁目、戸塚東1丁目、戸塚東2丁目、戸塚東3丁目、戸塚東4丁目、東川口1丁目、東川口2丁目、東川口3丁目、東川口4丁目、東川口5丁目、東川口6丁目、戸塚鉄町、戸塚境町、戸塚南1丁目、戸塚南2丁目、戸塚南3丁目、戸塚南4丁目、戸塚南5丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵1丁目、長蔵2丁目、長蔵3丁目、大字久左衛門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台1丁目、北原台2丁目、北原台3丁目、大字差間、差間1丁目、差間2丁目、差間3丁目、坂下町4丁目の一部、大字里の一部、大字辻の一部、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町1丁目、鳩ヶ谷緑町2丁目、南鳩ヶ谷1丁目、南鳩ヶ谷2丁目、南鳩ヶ谷3丁目、南鳩ヶ谷4丁目、南鳩ヶ谷5丁目、南鳩ヶ谷6丁目、南鳩ヶ谷7丁目、南鳩ヶ谷8丁目、八幡木1丁目、八幡木2丁目、八幡木3丁目、三ツ和1丁目、三ツ和2丁目、三ツ和3丁目

料金課

給水装置廃止届

年 月 日
受付番号 号

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

所有者住所 _____

所有者氏名 _____

所有者電話 _____

川口市水道事業給水条例施行規程第6条第1項の規定により、次のとおり給水装置を廃止したいので、お届けします。

なお、水道利用加入金は 廃止流用 (流用先: 川口市 _____) へ
 廃止保留
 廃止放棄 とします。

※添付書類

- 給水装置所有者の変更 有 (給水装置所有者変更届、提出確認)
 無
- 水道メーターの撤去 未 (理由書、提出確認)
 済

| | | | | | |
|---------------|-----|--------------|--------------|-----------|--|
| 給水装置場所 | 川口市 | | | | |
| 水栓番号 | | メーター番号 | | | |
| 廃止の理由 | | メーター口径 | リ | 撤去時メーター口径 | |
| 料金課確認欄 | | 指定給水装置工事事業者名 | | | |
| | | NO. _____ | | | |
| 年 月 日 中止確認 | | 印 | 主任技術者名 _____ | | |
| 年 月 日 メーター撤去済 | | 印 | 電話 () | | |

給水装置所有者変更届

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

届出人住所

届出人氏名

届出人電話

川口市水道事業給水条例施行規程第6条第2項の規定により、次のとおり給水装置の所有者を変更したので、届出ます。

| 給水装置場所 | | |
|--|--|------|
| 新所有者 | 住所 | 水栓番号 |
| | 氏名 | |
| 添付書類 <small>【新所有者が所有者権を承 継したことを証する書類】</small> | <input type="checkbox"/> 有 登記事項証明書(土地)、公図、その他() | |
| | <input type="checkbox"/> 無 (※添付書類無しの場合、旧所有者欄を記入) | |
| ・登記事項証明書と公図は発行月の翌月1日より3か月以内のものを添付してください。 ・登記完了していないものに関しては、併せて売買契約書(写し)を添付してください。 | | |

※添付書類なしの場合は、下記を記入してください。

| | |
|---|----|
| 旧所有者 | 住所 |
| | 氏名 |
| ・旧所有者が氏名を自署しない場合、または法人名義を記載する場合は押印してください。 ・旧所有者の住所及び氏名が本市の登録と一致しない場合は、上記の添付書類が必要となります。 | |

(注意事項) 後日、利害関係人その他の者から異議が生じても当局はその責を負いません。

様式第3号(1)

様式第3号(1)

納入済通知書

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申請 1

申込者住所
申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

(あて先)川口市上下水道局企業出納員

上水道維持課収納印

金融機関収納印

(上下水道局保管)

様式第3号(1) 納入通知書兼領収書

様式第3号(1) 取扱店収納書(金融機関控)

工事種別

年度 納付書番号
発行日

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記のとおり納付してください。 領収しました。

川口市上下水道局企業出納員
年 月 日 取扱金融機関

金融機関印

川口市上下水道事業管理者 印

(納入者保管)

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納してください。

年 月 日

金融機関印

(金融機関保管)

様式第3号(2)

様式第3号(2)

納入済通知書

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申請 2

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | メーター個数 | 金額 |
|------------|--------|----|
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

(あて先)川口市水道局企業出納員

上水道維持課収納印

金融機関収納印

(上下水道局保管)

様式第3号(2) 納入通知書兼領収書

様式第3号(2) 取扱店収納書(金融機関控)

工事種別

年度 納付書番号
発行日

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | メーター個数 | 金額 |
|------------|--------|----|
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記のとおり納付してください。 領収しました。

年 月 日

川口市上下水道局企業出納員
取扱金融機関

金融機関印

川口市上下水道事業管理者 印

(納入者保管)

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | メーター個数 | 金額 |
|------------|--------|----|
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記の金額を収納してください。

年 月 日

金融機関印

(金融機関保管)

様式第3号(3)

様式第3号(3)

納入済通知書

工事種別

年度 納付書番号
発行日

竣 工

申込者住所
申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | | 金額 |
|------------|--|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

(あて先)川口市上下水道局企業出納員

上水道維持課収納印

金融機関収納印

(上下水道局保管)

様式第3号(3) 納入通知書兼領収書

様式第3号(3) 取扱店収納書(金融機関控)

工事種別

年度 納付書番号
発行日

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | | 金額 |
|------------|--|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記のとおり納付してください。 領収しました。

川口市上下水道局企業出納員

年 月 日

取扱金融機関

金融機関印

川口市上下水道事業管理者 印

(納入者保管)

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | | 金額 |
|------------|--|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 納入期限 年 月 日 | | |

上記の金額を収納してください。

年 月 日

金融機関印

(金融機関保管)

様式第3号(4)

様式第3号(4)

納入済通知書

工事種別

年度 納付書番号
発行日

加入金

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

(あて先)川口市上下水道局企業出納員

上水道維持課収納印

金融機関収納印

(上下水道局保管)

様式第3号(4) 納入通知書兼領収書

様式第3号(4) 取扱店収納書(金融機関控)

工事種別

年度 納付書番号
発行日

工事種別

年度 納付書番号
発行日

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| 納入内容 | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記のとおり納付してください。 領収しました。

年 月 日

川口市上下水道局企業出納員
取扱金融機関

川口市上下水道事業管理者 印

金融機関印

登録番号T6800020000323

(納入者保管)

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| 納入内容 | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納してください。

年 月 日

金融機関印

(金融機関保管)

様式第3号(5)

様式第3号(5)

納入済通知書

工事種別

年度 納付書番号
発行日

事業者

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

(あて先)川口市上下水道局企業出納員

上水道維持課収納印

金融機関収納印

(上下水道局保管)

様式第3号(5) 納入通知書兼領収書

工事種別 年度 納付書番号
発行日

申込者住所

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記のとおり納付してください。 領収しました。

年 月 日

川口市上下水道局企業出納員
取扱金融機関

金融機関印

川口市上下水道事業管理者 印

(納入者保管)

様式第3号(5) 取扱店収納書(金融機関控)

工事種別 年度 納付書番号
発行日

申込者氏名

金額

—

(単位 円)

| 科目名称 | 金額 |
|------------|----|
| | |
| | |
| 納入期限 年 月 日 | |

上記の金額を収納してください。

年 月 日

金融機関印

(金融機関保管)

様式第4号

様式第4号 給水装置工事事前打合せ書

受付日

担当者

| 年度 | 種別 | 番号 | B 改造番号 |
|----|----|----|--------|
| | | | |

| |
|----------------------------|
| A(新設)・B(改造) C(増設)・D(取出) |
|----------------------------|

1.必要書類

- 公図 登記事項証明書(土地 建物) 売買契約書 仮換地証明書 底地証明書 流量計算書
- 給水装置所有者変更届 貯水槽水道設置届兼貯水槽水道台帳 寄付申込書 誓約書
- 給水条件書(_____) その他指示を受けた書類等(_____)

2.押印が必要な書類

- 土地承諾(印 有 無) 分岐承諾 増径承諾

3.概要

①給水方式 (戸建て 集合住宅 その他 _____)

- 直結直圧式(_____ 栓 _____ 階) 直結増圧式(_____ 栓 _____ 階)
- 直結補助加圧式(_____ 栓 _____ 階) 貯水槽式(_____ 栓 _____ 階)

②給水管

- 新設管取り出し 既設管使用(引き込み管年度 _____ 年 管種 _____ 管)
- 被分岐口径 _____ mm × 分岐口径 _____ mm × メーター口径 _____ mm

既設取り出し管について管種口径に誤りがないこと、給水上の支障がないことを確認しました。
(既設管接続部で上記の管を確認済 主任技術者氏名 _____)

③撤去管 (有 無)

- 給水装置撤去工事申込書兼施工許可申込書 公道 私道 掘削別申請
- 同穴 別穴 管工事組合員(指定の会社があれば記入) _____ 管工事組合員以外

④掘削・占用申請 (有 無)

- 舗装自費復旧届出書 市道掘削(下水道維持課申請) 市道占用
- 県道占用(県道 _____ 線 国道 122 号線) 国道占用(国道 298 号線)
- 水路・河川占用(_____) その他(_____)
- 公共工事による復旧(_____ 課 工事名 _____)

⑤立会検査の有無 (有 無)

- 分岐工事 給水管接続工事 新設メーター設置(増減径含む) 貯水槽 直結増圧 補助加圧
- 2 世帯以上・アパート等(メーター2 個以上) その他(_____)

4.水道利用加入金

①給水装置廃止届 (有 無)

廃止水栓番号(_____) 上下水道局(重複無確認)

②加入金徴収額 (徴収あり 徴収なし)

- 既得分による(水栓番号 _____) 上下水道局(重複無確認)
- 条例第 7 条の 5 及び 6 による(廃止流用等による加入金額の充当もしくは免除)

計算式

| |
|-------------|
| 徴収額 _____ 円 |
|-------------|

5.備考

| |
|--|
| |
|--|

事前打合せ担当者 印

様式第5号

様式第5号

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------|---|---|--|-------|------------|-------------------|
| 事前打合せ受付 № <u> </u> - <u> </u> | | 給水装置工事申込書兼設計審査・しゅん工検査申込書 | | | | 水栓番号 | 第 <u> </u> 号 |
| (あて先)川口市上下水道事業管理者 | | 設計審査受付 | | 第 <u> </u> 号 | 年 月 日 | 給水装置 廃止 | 有・無 |
| しゅん工受付 | | 第 <u> </u> 号 | 年 月 日 | | | | |
| 工事の種類 | 1新設 (新設・分岐) 2改造 (改造・増設) | | 貯水槽水道 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | |
| 工事着工予定 | 年 月 日 | しゅん工予定 | 年 月 日 | 加入金 <input type="checkbox"/> 徴収するもの <input type="checkbox"/> 徴収しないもの | | | |
| 工事場所 | 川口市 | | 番地 | <input type="checkbox"/> メーターによる(口径 <u> </u> mm) <input type="checkbox"/> 既得分(加入金を利用できる分) <input type="checkbox"/> メーター口径を増す(<u> </u> mm → <u> </u> mm) <input type="checkbox"/> 条例第7条の5に該当 <input type="checkbox"/> 廃止流用による差額 <input type="checkbox"/> 条例第7条の6に該当 事由 <input type="checkbox"/> 共同住宅(<u> </u> 戸) <input type="checkbox"/> 中高層集合住宅等 区分 [(各戸メーター <u> </u> mm) (個) メーター(親) <u> </u> mm] | | | |
| 申込者 | 住所 フリガナ | | | 電話 | | | |
| | 所有者 | | | 電話 | | | |
| 指定給水 装置工事 事業者 | 住所 フリガナ | | | 電話 | | | |
| | 代理人 | | | | | | |
| 主任技術者 | 住所 工事業者名及び代表者名 | № <u> </u> | 氏名 | | | | |
| | 免状番号 | | | <input type="checkbox"/> 施行令による適合品であることの確認 | | | |
| 建築確認番号 | | | 住所 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 中高層印 | 利害関係 の 同意書 | 土地の 所有者 | 氏名 | 印 | | | |
| | | | 水栓番号 | 番から分岐 | | | |
| <input type="checkbox"/> 開発行為印 | 分岐 | 住所 | 氏名 | 印 | | | |
| <input type="checkbox"/> 直結増圧印 | | | 氏名 | 印 | | | |
| <input type="checkbox"/> 特定施設SP印 | | | | | | | |
| 給水装置工事上の確認事項 | | | | | | | |
| 1. 工事用水(工事用水以降の改造工事) 2. 掘削場所(□市道 □私道 □国・県道 □宅地内) | | | | | | | |
| 3. 舗装復旧(□上下水道局復旧 □上下水道同穴 □自費復旧 □公共事業による復旧 □砂利道) | | | | | | | |
| 4. 立会(□補助管 □縦断管 □国・県道 □市道 □公道内の接続 □宅地内) | | | | | | | |
| 5. □給水装置所有者変更届 6. □寄付申込書 | | | | | | | |
| □公共下水道に接続 (□有 □無 担当者印) | | | | | | | |
| 料 手 数 | | 項目及び金額 (申込時納付) | | 項目及び金額(しゅん工時納付) | | | |
| 料 手 数 | | <input type="checkbox"/> 給水装置工事設計審査申請手数料 2,000円 <input type="checkbox"/> 道路掘削等審査申請手数料 2,000円 <input type="checkbox"/> 給水装置工事中間検査申請手数料 5,000円 <input type="checkbox"/> 中高層集合住宅等中間検査申請手数料 5,000円 | | | | | |
| 等 級 工 程 | 管 種 | 1 鋳 鉄 | | ア 分岐を伴う工事 9,000円 | | | |
| | | 2 ステンレス | | □ b 分岐部～1給水栓の工事 11,000円 | | | |
| 徴 収 金 | 被分岐口径 | 3 ポリエチレン | | □ c 分岐部～全ての工事 16,000円 (メーター取付けを伴わないものを含む) | | | |
| | | 分岐口径 | | イ 分岐を伴わない工事 | | | |
| 額 | メーター口径 | | | □ a メーター～2給水栓以上の工事 8,000円 | | | |
| | | | | □ b メーターの先～給水栓の工事 5,000円 □ 接続工事費等(上下水道局施工の場合)裏面参照 | | | |
| 給水装置工事しゅん工検査申請手数料等合計金額 | | 円 | | | | | |
| 給水装置工事設計 審査申請手数料 (収納確認印) | 道路掘削等 審査申請手数料 (収納確認印) | 給水装置工事中間検査 申請手数料 (収納確認印) | 中高層集合住宅等 中間検査申請手数料 (収納確認印) | 給水装置工事しゅん 工検査申請手数料等 (収納確認印) | | | |
| 2,000円 | 2,000円 | 5,000円 | 5,000円 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------------------|-----------------------------------|-------|-----------------|--|-----------------|-----------------|----|---|
| <input type="checkbox"/> 給水装置工事しゅん工検査内容 | | 水栓番号 | <input type="checkbox"/> 給水装置廃止関係 | | | | | | | |
| 開検 | メーター口径 | mm | 開検日 | 年 月 日 | | | | | | |
| メーター番号 | 満期 | 年 月 | 製造会社 | | | | | | | |
| 検査日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 検査項目 | 測定時間 | 時 分 | | | | | | | | |
| | 残留塩素 | PPM | | | | | | | | |
| 確認事項 | 水圧測定値 | Mpa | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 水の色 <input type="checkbox"/> 濁り <input type="checkbox"/> 臭い <input type="checkbox"/> 味 <input type="checkbox"/> 設計施工基準に定める工法により施工している。 水道技術管理者 <input type="checkbox"/> 道路掘削に伴う復旧状況の確認。 <input type="checkbox"/> 給水装置工事申込者と水栓番号が合致する。 <input type="checkbox"/> 給水装置工事申込者とメーター番号が合致する。 | | | | | | | | | |
| 検査項目 | 補助管からの 分岐工事の立会 (No.) | 縦断管の埋設 工事の立会 (No.) | 給水装置工事しゅん工検査 | | | | | | | |
| 検査日 及び 検査印 | | | | | | | | | | |
| 検査項目 | 給水装置工事 中間検査 | 中高層集合住宅 等中間検査 | 免状番号 | | | | | | | |
| | 検査日 及び 検査印 | 主任 技術者 | | 氏名 | | | | | | |
| 接続工事費等の内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>接続工事費 (消費税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断水工事費 (消費税込)</td> <td>断水広報費 (消費税込)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> | | | | | 接続工事費 (消費税込) | | 断水工事費 (消費税込) | 断水広報費 (消費税込) | 合計 | 円 |
| 接続工事費 (消費税込) | | | | | | | | | | |
| 断水工事費 (消費税込) | 断水広報費 (消費税込) | | | | | | | | | |
| 合計 | 円 | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 既設取出し及び、既設メーター使用のものは、指定給水装置工事事業者の自己責任において検査すること。 | | | | | | | | | | |
| 決 裁 欄 | | | 決裁欄 | | | | | | | |

給水装置撤去工事申込書兼施工許可申込書

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

川口市水道事業給水条例施行規程第9条第3項に基づき、使用しなくなりました給水装置を撤去してください。

なお、撤去工事は〔(新設・改造工事と同時)又は単独として〕施行します。

| | | | |
|------------------|---|---------|--|
| | | 水栓番号 | |
| 申 込 者 | 住 所 | TEL - - | |
| | 氏 名 | | |
| 工事場所(住所表示) | 川口市 | | |
| 指 定 工 事 事 業 者 | 工 事 事 業 者 名 | | |
| | 主 任 技 術 者 名 | | |
| | 調 整 用 連 絡 先 | () - | |
| 撤 去 業 者 | <input type="checkbox"/> 指定工事事業者(組合員外) <input type="checkbox"/> 組合員() | | |
| 占 用 ・ 掘 削 申 請 | <input type="checkbox"/> 提出済み(<input type="checkbox"/> 審査係 <input type="checkbox"/> 下水道維持課) <input type="checkbox"/> 未提出 | | |

※注意1:添付書類は、給水装置工事事前打合せ書、案内図、マッピング、給水台帳が必要である。

※注意2:撤去業者については組合員を指定する場合、カッコ内に業者名を明記すること。

上下水道局処理欄

受付番号

| | | |
|-------|---|-----------------------------------|
| 探 知 元 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 | |
| 探 知 日 | 年 月 日 | |
| | <input type="checkbox"/> 午前9時30分 | <input type="checkbox"/> 午前10時30分 |
| | <input type="checkbox"/> 午後1時30分 | <input type="checkbox"/> 午後2時30分 |

※注意3:後日、利害関係人等から異議があっても、上下水道局はその責を負いません。

※注意4:探知元は必ず保全に務めること。

緊急修繕報告書

- 漏水修繕
 - 上流 メーター
 - 下流 メーター
- 出水不良

※ 給水装置修繕

| |
|-------|
| 決 裁 欄 |
|-------|

(No. 1)

| | | |
|--|----------------|-------------------------------|
| 給水装置場所 川口市 | 号 番地 | 依頼者氏名 TEL () |
| 依頼された日 年 月 日 | 修繕した日 年 月 日 | |
| 水栓番号 メーター番号 | 第 号 第 号 | 修繕完了時メーター指針 m ³ |
| 修繕の内容 | | |
| | | |
| | | |
| 修繕箇所の図面（立体図）・現在栓数（ 栓） | | 使 用 材 料 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 上記のとおり修繕箇所を構造・材質基準に適合した材料・工法により修繕をしたので、 報告します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> （あて先）川口市上下水道事業管理者 <input type="checkbox"/> 指定工事事業者 <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 上下水道局（担当係名)</div> | | |

※ この報告書は、修繕完了後速やかに上水道維持課へ提出してください。

様式第8号
様式第8号

| |
|-------|
| 決 裁 欄 |
|-------|

| | | |
|--------|---|-----|
| 収 受 | 第 | 号 |
| | 年 | 月 日 |

メーター一等撤去届

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

所有者
(申込者)住所 _____

氏名 _____

川口市水道事業給水条例施行規程第10条の規定に基づき、次のとおりメーターを撤去しましたので返納します。

| | |
|------|--|
| 水栓番号 | |
|------|--|

| | | | |
|-----------|-------|---------|--------|
| 給水装置場所 | | | |
| 所 有 者 | | | |
| メーター撤去日 | 口径 | mm | メーター番号 |
| | 年 月 日 | | 撤去指針 |
| 新メーター取付日 | 口径 | mm | メーター番号 |
| | 年 月 日 | | 会 社 名 |
| 撤 去 理 由 | | | |
| 指 定 業 者 名 | No, | 主任技術者 | |
| 中 止 確 認 | 年 月 日 | メーター撤去済 | 年 月 日 |

| |
|-------|
| 決 裁 欄 |
|-------|

給水装置工事申込取消申込書

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

川口市水道事業給水条例施行規程第20条に基づき、次のとおり給水装置工事の申込の取消を申込します。

| | | |
|--------------------|-------------|-------|
| 申請者 | 住所 TEL - | |
| | 氏名 | |
| 給水装置場所 | 号 番地 | |
| 工事施工者 (指定工事事業者) | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 取消理由 | | |
| 工事受付 | 第 号 | 年 月 日 |

- 太線のなかだけ記入して下さい。

様式第10号
様式第10号

給水装置工事しゅん工検査日程表(控)

検査車No.

年 月 日()施行分

| | | | | | | | 決 裁 欄 | | |
|-----|---------|-------|-----|------------|------|-----------|----------|-----|-----|
| No. | 水 栓 番 号 | 申請者住所 | 申請者 | 取り出し 口径 | 検査時間 | 工 事 事 業 者 | 検査 結果 | 適 用 | 備 考 |
| 1 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 2 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 3 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 4 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 5 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 6 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 7 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 8 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 9 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 10 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 11 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 12 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 13 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 14 | | | | | | | 合格 再検 | | |
| 15 | | | | | | | 合格 再検 | | |

様式第11号及び様式第11号の2 削除

様式第12号
様式第12号



地色 水色
数字 赤

様式第12号の2
様式第12号の2



地色 水色
数字 赤

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

(依頼人) 住 所

会社名及び代表者名(氏名)

印

電 話 ()

配水管等修繕依頼書

川口市水道事業給水条例施行規程第28条に基づき、次のとおり配水管等の修繕を依頼致します。

なお、修繕に伴う費用については、全額負担することを誓約するとともに、川口市上下水道事業管理者の費用の請求については、一切異議の申し立てはせず、配水管等修繕代納入通知書兼領収書により期限内に支払うことを確約いたします。

| | |
|-----------|--|
| 修 繕 日 | 年 月 日 () |
| 工 事 箇 所 | 川口市 |
| 内 容 | <input type="checkbox"/> 破損による漏水修理 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 工 事 発 注 者 | 担当 電話 |

※法人の場合、社判及び代表者印等を押すこと。

※太枠内必ず記入のこと。

| | |
|--------|--|
| 現場立会者名 | |
| 整理番号 | |

後日 正修繕依頼書送付 有・無

様式第14号
様式第14号

(表)

| | | | |
|---|--|---|---|
| 〒 _____ _____ 様 納期限 _____年 月 日 ※ 取扱金融機関は表面参照 ※ 金額を訂正したものと及び刷取日付印のないものは無効です お客様担当 | 配水管理総務課 納入通知書兼領収書 次の金額を納期限までに川口市上下水道局納取金融機関で納入して下さい。 発行日 _____年 月 日 川口市上下水道局管理課印 | 配水管理総務課 納入済通知書 _____ 様 取扱日 _____ 取扱番号 _____ 取扱金額 円 (内消費税額 円) | 配水管理総務課 納入済(控) _____ 様 取扱日 _____ 取扱番号 _____ 取扱金額 円 (内消費税額 円) |
| | 取扱場所 _____ 取扱内容 _____ 取扱日 _____ 取扱番号 _____ 取扱金額 円 (内消費税額 円) | 取扱日 _____ 取扱番号 _____ 取扱金額 円 (内消費税額 円) | 取扱日 _____ 取扱番号 _____ 取扱金額 円 (内消費税額 円) |

(裏)

| | | |
|---|--|---------------------|
| 通信欄 TEL () _____ _____ 上下水道局へのご意見やご要望がありましたらご利用下さい。 | ※問合せ先 川口市青木5丁目13番1号 電話 川口 (258)4132 係属関係 内線 245 247 ※受付時間 平日(月~金) AM8時30分 PM5時まで 休日 土曜日・日曜日・祝日 | 取扱金融機関 機関名 _____ |
|---|--|---------------------|

様式第15号
様式第15号

新規給水申込書

(あて先)川口市上下水道事業管理者

- 所有者
使用者
代理人

| |
|------|
| 住所 |
| 氏名 |
| 電話番号 |

| 水 栓 番 号 | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |

| | | | |
|---------------------|--|-----------------|--|
| 給水装置の場所 | | 方書(アパート、マンション等) | |
| 住所コード..... | | フリガナ..... | |
| 使用者氏名 | | 電話番号 | |
| フリガナ..... | | | |
| 納付書送付先 | | 方書(アパート、マンション等) | |
| 住所コード..... 元(.....) | | フリガナ..... | |
| フリガナ..... | | | |
| 住所 | | 電話番号 | |
| フリガナ..... | | | |
| 氏名 | | | |

| 中 | 再 | 年 | 月 | 日 | 再使用・指針 | 用 | 途 | 職 | 業 | 受水槽 | 下水 |
|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|-----|----|
| | | | | | | | | | | | |

| メーター番号 | 区分 | 口 径 | メーター取付日 | 製造年 | 会社 | 事由 | 親・子メーター |
|--------|----|-----|---------|-----|----|----|---------|
| | | | | | | | |

| 特栓 | 散水栓 | 委託員 | 料 | 検 針 順 路 | 受付者 | 処 理 日 |
|----|-----|-----|---|---------|-----|-------|
| | | | | | | |

| |
|--------------|
| 指定給水装置工事事業者名 |
| |

様式第16号
様式第16号

水道使用開始届

| |
|-------|
| 確 認 欄 |
|-------|

| | |
|---------|-----|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | 川口市 |
| 方 書 | |

| | |
|---------|--|
| 受 付 方 法 | 1. お客様センター窓口 2. お客様センター電話 3. 郵送 4. 上下水道局窓口 5. 上下水道局電話 6. 現場 7. その他() |
|---------|--|

| | |
|-------|---|
| 届 出 者 | 1. 使用者本人 2. その他 () <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 下のカッコ内に氏名及び使用者本人との関係をご記入ください。 </div> |
|-------|---|

| | |
|-------|-------|
| 開 始 日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

| | |
|-------|-----|
| フリガナ | |
| 使用者氏名 | |
| 電話番号 | ① ② |

| | |
|-------|------|
| 送 付 先 | 住 所 |
| | 名 前 |
| | 電話番号 |

| | |
|-------|------------------------------------|
| 前 住 所 | 市内 ・ 市外 前水栓番号(—) |
| | (前住所が市内の方はこの欄に住所を記入してください。) 川口市 |

| | | | |
|-----------|-----|----------------|------------------|
| 市 中 止 手 続 | 内 続 | 手続き必要(中止日 /) | 手 続 き 不 要 () |
|-----------|-----|----------------|------------------|

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
|-----|--|

※ 太枠の中のみご記入ください。

様式第17号
様式第17号

特別給水申請書

年 月 日

あて先

川口市上下水道事業管理者

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

このたび、下記理由により特別給水を受けたいので申請します。

| | |
|---------------|---------|
| 給水理由 | |
| 給水期間 | |
| 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
| 納 付 書 送 り 先 | 方 書 |
| 氏 名 | 電 話 番 号 |
| フリガナ _____ | |

| | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|
| 特別給水水栓番号 | | | | | |
| | | | | | |

にて給水して
よいか伺います。

| |
|-------|
| 決 裁 欄 |
|-------|

様式第18号(1)

様式第18号(1)

料金後納
郵便

上下水道料金納入通知書

Bill for Water and Sewage Rates

②

①②の順に、ゆっくりはがしてください。

川口市上下水道料金の納入済通知書

| | | |
|------|------|--------------|
| 振替口座 | 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 |
|------|------|--------------|

| | | | | | | | |
|---|------|----|---|---|---|----|-----|
| 業 | 水栓番号 | 履歴 | 年 | 月 | 区 | 金額 | C/D |
|---|------|----|---|---|---|----|-----|

水栓番号 _____ 道順番号 _____

使用者 _____ 様

| | | |
|---------|-----------|-----------------------|
| 請求月 | 使用期間 | 使用水量(m ³) |
| 水道料金(円) | 下水道使用料(円) | 合計金額(円) |

①

額収日付印
(上下水道局保管)

この用紙は直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたり、ピンで留めたりしないでください。

川口市上下水道料金納入書原簿

水栓番号 _____

使用者 _____ 様

請求月 _____

使用期間 _____

合計金額(円) _____

振替口座 _____

加入者名 _____

額収日付印
(金融機関等保管)

川口市上下水道料金納入通知書兼領収証書

川口市上下水道事業管理者

水栓番号 _____

給水場所 _____

かたがき使用者 _____

使用期間 _____

| | |
|-----------------------|---------------|
| 使用水量(m ³) | うち消費税(円)(10%) |
| 水道料金(円) | うち消費税(円)(10%) |
| 下水道使用料(円) | うち消費税(円)(10%) |
| 合計金額(円) | 納期限(Due Date) |

振替口座 _____

加入者名 _____

川口市上下水道局(水道事業) T6-8000-2000-0323

川口市上下水道局(F水道事業) T7-8000-2000-0322

額収日付印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。

領収証書は5年間大切に保管して下さい。

額収日付印
(お客様保管)

※ 裏面を開くと納入通知書になります ※

①

②

①、②の順にゆっくりはがしてください。

(下水道使用料に係る不服申立)

郵便はがき

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市上下水道事業管理者です。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 当該審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他当該審査請求に対する裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

②納入場所(金融機関)

③納入場所(コンビニエンスストア)

様式第18号(2)

様式第18号(2)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|------|---------------|---|------|--------------|---|------|---|------|---|--|--|--------|---|--|---|--------|--|--------|--|------|--|------|--------------|---|-----|-------|--|--|--|--|------|---|--|--|--|--|--------|---|--|--|--|--|------|---|--|--|--|--|------|--|------|--------------|---|--|--|------|--|--------|--|--|--|------|---|------|---|---------------|---|--------|---|--------|---|---------------|---|------|---|------|---|--|--|------|--|------|--------------|
| <p style="text-align: center;">川口市上下水道料金納入済通知書 谷</p> <p style="text-align: center;">(使用者名) _____ 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">水栓番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">使用期間</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>今回使用水量</td> <td>㎡</td> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">発行日 _____ 納期限 _____</p> <p style="font-size: small;">※この用紙は直接機械にかけますので、汚したり折り曲げたりしないでください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:80%;">収納代行会社</td> <td style="width:20%;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="font-size: x-small;">取りまとの店</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">振替口座</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">加入者名</td><td>川口市上下水道事業管理者</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">川口市上下水道事業管理者</p> | 水栓番号 | | 使用期間 | | | | 今回使用水量 | ㎡ | 水道料金 | 円 | 合計金額 | 円 | | | 下水道使用料 | 円 | | 円 | 収納代行会社 | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="font-size: x-small;">取りまとの店</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">振替口座</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">加入者名</td><td>川口市上下水道事業管理者</td></tr> </table> | 取りまとの店 | | 振替口座 | | 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | <p style="font-size: x-small;">川口市上下水道料金納入書 原簿台</p> <p>水栓番号 _____</p> <p style="text-align: center;">_____ 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">区 分</td> <td style="width:15%;">お支払金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:50%;">振替口座</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>川口市上下水道事業管理者</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">発行日 _____</p> <p style="margin-top: 5px;">納期限 _____</p> <p style="margin-top: 5px;">川口市 上下水道事業管理 者</p> | 区 分 | お支払金額 | | | | | 水道料金 | 円 | | | | | 下水道使用料 | 円 | | | | | 合計金額 | 円 | | | | | 振替口座 | | 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | <p style="font-size: x-small;">川口市上下水道料金納入通知書兼領収証書台</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:70%;"></td> <td style="width:30%; font-size: x-small;"> <p>《納期限について》 あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上、 _____年 _____月 _____日 まで に川口市上下水道局指定(右記をご覧ください)の金融機関等で納めてください。 発行日 _____年 _____月 _____日</p> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">水栓番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">今回使用水量</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td>うち消費税(10%)相当額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td>うち消費税(10%)相当額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">上記の金額を領収しました。 川口市上下水道局(水道事業) 16-8000-2000-0323 川口市上下水道局(下水道事業) 17-8000-2000-0322</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※金額の訂正のあるもの・領収日付印のないものは無効です。 ※この領収証書は5年間大切に保管してください。 ※スマートフォン決済では領収書は発行されません。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">川口市上下水道事業管理者 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:50%;">振替口座</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>川口市上下水道事業管理者</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(お客様控)</p> | | <p>《納期限について》 あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上、 _____年 _____月 _____日 まで に川口市上下水道局指定(右記をご覧ください)の金融機関等で納めてください。 発行日 _____年 _____月 _____日</p> | 水栓番号 | | 今回使用水量 | | | | 水道料金 | 円 | 水道料金 | 円 | うち消費税(10%)相当額 | 円 | 下水道使用料 | 円 | 下水道使用料 | 円 | うち消費税(10%)相当額 | 円 | 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 | | | 振替口座 | | 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 |
| 水栓番号 | | 使用期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今回使用水量 | ㎡ | 水道料金 | 円 | 合計金額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 下水道使用料 | 円 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収納代行会社 | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="font-size: x-small;">取りまとの店</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">振替口座</td><td></td></tr> <tr><td style="font-size: x-small;">加入者名</td><td>川口市上下水道事業管理者</td></tr> </table> | 取りまとの店 | | 振替口座 | | 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取りまとの店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 振替口座 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | お支払金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道料金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道使用料 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計金額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 振替口座 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>《納期限について》 あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上、 _____年 _____月 _____日 まで に川口市上下水道局指定(右記をご覧ください)の金融機関等で納めてください。 発行日 _____年 _____月 _____日</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水栓番号 | | 今回使用水量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道料金 | 円 | 水道料金 | 円 | うち消費税(10%)相当額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道使用料 | 円 | 下水道使用料 | 円 | うち消費税(10%)相当額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 振替口座 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 川口市上下水道事業管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第19号
様式第19号

| | | |
|-------------|------------|-------|
| 料 金 課 | メーター等取替連絡票 | 維 持 係 |
| 受付月日 月 日 | 係 | 受付No. |
| 通信欄 | | 係 |

| | | |
|-----|------------|----------|
| 住 所 | 使用者 TEL() | 水栓番号 |
|-----|------------|----------|

| |
|---|
| 旧メーター項目 |
| 取付月日 年 月 日 |
| 口 径 m/m |
| メーター番号 - |
| 取替理由 <input type="checkbox"/> 1 検査満期 <input type="checkbox"/> 2 メーター不進行 <input type="checkbox"/> 3 文字不明 <input type="checkbox"/> 4 ガラス破損 <input type="checkbox"/> 5 増 径 <input type="checkbox"/> 6 BOX内漏水 <input type="checkbox"/> 1次側 <input type="checkbox"/> 2次側 <input type="checkbox"/> 7 その他..... |

| | |
|-------|----------------------------|
| 現地案内図 | |
| | |
| 連絡者 | 市 P ()-() 郊 P ()-() |

| |
|-----------------|
| 新メーター項目 |
| 交 換 日 年 月 日 |
| 旧メーター引揚時指針 |
| メーター番号 - |
| 新メーター取付時指針 |
| 口 径 m/m |
| 会社コード |
| 施 工 者 |
| 入力月日 年 月 日 |

様式第19号の2
様式第19号の2

水道使用中止届

| |
|-------|
| 確 認 欄 |
|-------|

| | |
|----------|-----|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | 川口市 |
| 方 書 | |
| 使用 者 氏 名 | |

| | |
|---------|--|
| 受 付 方 法 | 1. お客様センター窓口 2. お客様センター電話 3. 郵送 4. 上下水道局窓口 5. 上下水道局電話 6. 現場 7. その他() |
|---------|--|

| | |
|-------|--|
| 届 出 者 | 1. 使用者本人 2. その他 (下のカッコ内に氏名及び使用者本人との関係をご記入ください。) () |
|-------|--|

| | | |
|-------|-------|--------------------------|
| 中 止 日 | 最終使用日 | 年 月 日 |
| | 現地訪問日 | 年 月 日 AM PM (: ~ :) |

| | | |
|-------|---------|------------|
| 転 居 先 | 市内 ・ 市外 | |
| | 電話番号 | 次水栓番号(-) |

| | | |
|----------------|----------------|-----------|
| 市 内 中 止 手 続 | 手続き必要(中止日 /) | 手 続 き 不 要 |
| | | () |

| | |
|---------|--|
| 精 算 方 法 | |
|---------|--|

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
|-----|--|

※ 太枠の中のみご記入ください。

※ 再び使用する場合、届出より1年を経過した給水装置で出水不良が生じた修繕に要する費用は、給水装置の所有者の負担とする。

様式第20号
様式第20号

水道使用変更届

受付日 年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

| | | |
|---|------|--|
| 申請者 <input type="checkbox"/> 旧使用者 <input type="checkbox"/> 新使用者 <input type="checkbox"/> その他 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 使用者氏名変更 | <input type="checkbox"/> 口座変更(抹消・継続・) |
| <input type="checkbox"/> 再給水申請 | <input type="checkbox"/> 方書変更 |
| <input type="checkbox"/> 送付先変更 | <input type="checkbox"/> その他() |
| <input type="checkbox"/> 給水装置場所変更 | |

| | | | |
|-------------|------------------|-----------|---------|
| 水 栓 番 号 | 履歴番号 | | |
| 給 水 装 置 場 所 | 方書(アパート、マンション等) | | |
| 新) | フリガナ | | |
| 旧) | | | |
| 使 用 者 氏 名 | 電 話 番 号 | | |
| フリガナ | 0 本人 1 大家 2 不動産 | | |
| 新) | 3 管理人 4 勤務先 5 実家 | | |
| 旧) | 6 知人 8 その他 | | |
| 納 付 書 送 付 先 | 方書(アパート、マンション等) | | |
| フリガナ | フリガナ | | |
| 住所 | | | |
| フリガナ | 電話番号 | | |
| 氏名 | | | |
| 金融機関コード | 支店コード | 種 | 口 座 番 号 |
| | | | |
| 従前地水栓番号 | 履歴番号 | お 客 様 番 号 | 備 考 |
| | | | |
| 再使用年月日 | メーター番号 | 口 径 | 指 針 |
| | | | |
| 変更月分 | 変 更 事 由 等 | 受 付 者 | 処 理 日 |
| | | | |

| |
|-------|
| 決 裁 欄 |
|-------|

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

川口市水道事業給水条例施行規程第38条第1項の規定に基づき、次のとおり給水装置・水質検査を請求します。

| | |
|-----------------|--------------|
| | 水栓番号 |
| 請 求 者 | 住所 TEL 氏名 |
| 給水装置場所 及び使用者 | 住所 TEL 氏名 |
| 用 途 | |
| 理 由 | |

上下水道局処理欄

| | | |
|-----------------|------|-----------|
| | | 検査日 年 月 日 |
| 給水状況 | 採水状況 | |
| | 採水場所 | |
| 給水管 | 採水時間 | 時 分 |
| | 気 温 | ℃ |
| その他 | 水 温 | ℃ |
| | 外 環 | |
| 結果処理 : 指導・助言・勧告 | | |

郵便はがき



口座振替済通知書

ここからゆっくりはがしてください。



| | | |
|------------------------------------|-------------|------|
| 口座振替済通知書 | | |
| 川口市上下水道事業管理者 印 | | |
| 給水場所 | | |
| かたがき | | |
| 使用者 | | 様 |
| 水栓番号 | | |
| 振替日 | 調定月(料金確定月) | |
| 使用期間 | | |
| 使用水量 | 口径 | 共同住宅 |
| m^3 | mm | |
| 水道料金(消費税含む) | 下水道使用料(消費税含 | |
| 円 | む) | 円 |
| 振替合計金額(消費税含む)(口座割引額 | | 円) |
| | | 円 |
| 金融機関名 | | |
| 口座名義人 | | |
| この通知書は領収書にかわるものですので5年間大切に保存してください。 | | |

上下水道料金口座振替済通知書

水栓番号
(給水場所)

(口座名義人)

様

| | |
|--------|----------------|
| 使用水量 | m ³ |
| 水道料金 | 円 |
| 口座割引額 | 円 |
| 下水道使用料 | 円 |
| 振替金額 | 円 |

振替日：

この口座振替済通知書は、領収書にかわるものですので、5年間大切に保存してください。(金額を訂正したものは無効です。)

川口市上下水道事業管理者



水道使用水量等のお知らせ

水栓番号

| | |
|--|---|
| | 様 |
|--|---|

給水場所：

| | |
|-------------|----|
| 使用期間 | |
| 口 径 | mm |
| メーター 番 号 | |
| | |
| | |

| 指 針 及 び 水 量 | | 今 回 請 求 予 定 金 額 | |
|-------------|----------------|-----------------|-------------|
| 今回指針 | m ³ | 水道料金 | 円 |
| 前回指針 | m ³ | (うち消費税(10%)相当額) | 円) |
| 交換時水量 | m ³ | 下水道使用料 | 円 |
| | | (うち消費税(10%)相当額) | 円) |
| 今回使用水量 | m ³ | 合 計 金 額 | 円 |
| 今回口座振替予定額 | | 水道料金 | 円 (内税(10%) |
| | | 下水道使用料 | 円) (内税(10%) |
| | | 合計振替予定額 | 円) |
| 前回水量 | m ³ | | |
| 前々回水量 | m ³ | | |
| 前年同期水量 | m ³ | | |
| ※通信欄 | | | |

このお知らせでの支払はできません。また、集金に伺うこともありません。
 お問い合わせ先

検針日

検針員

川口市上下水道局(水道事業)

T6-8000-2000-0323

川口市上下水道局(下水道事業)

T7-8000-2000-0322

(表)

寸法単位ミリメートル
用紙サイズ 縦60×横90

| | | | |
|--|--|--|---|
| 第 号 | | | |
| 身 分 証 明 書 | | | |
| 次の者は、水道法第17条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 | | | |
| 所属部課名 | | | |
| 職 名 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 年 月 日生 | | | |
| 有効期間 年 月 日から | | | |
| 年 月 日まで | | | |
| 川口市上下水道事業管理者 | | | 印 |

(裏)

| | |
|--|--|
| 水 道 法 抜 粹 | |
| 第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。 | |
| 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 | |

身 分 証 明 書

第 号

所 属 管理部料金課

職氏名

年 月 日生

上記の者は川口市上下水道局料金課職員であることを証明する。

年 月 日

川 口 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者

- 1 本証は、給水装置の検針、閉栓又は開栓に関する業務を行う場合には必ず携帯すること。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは速やかに呈示すること。
- 3 本証を紛失又はき損したときは、速やかに再交付の手続をとること。
- 4 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更手続をとること。
- 5 本証は、他人に貸与又は渡してならない。
- 6 異動又は退職その他不要となったときは、直ちに返納すること。

(表)

| | |
|-------------------------------|---------|
| 現金取扱員証 | |
| 写 真 | 第 号 |
| | 所 属 部 課 |
| | 職氏名 |
| | 年 月 日生 |
| 上記の者は川口市上下水道局現金取扱員であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | 印 |
| 川口市上下水道事業管理者 | |

(裏)

- 1 本証は、水道料金等の徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯すること。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは速やかに呈示すること。
- 3 本証を紛失又はき損したときは、速やかに再交付の手続をとること。
- 4 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更手続をとること。
- 5 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 6 異動又は退職その他不要となったときは、直ちに返納すること。